

四半期開示の現況

- ・平成15年4月以降、取引所ルールで段階的に導入
- ・平成19年3月期の第3四半期で、既に東証上場会社の96%が財務諸表を開示



金融商品取引法(平成18年6月7日成立)

- ・四半期報告を金融商品取引法上の制度として法定化
- ・半期報告制度を四半期報告制度に統合
- ・虚偽記載には罰則・課徴金を適用
- ・平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用

対象会社 : 上場会社を基本

開示時期 : 四半期終了後、遅くとも45日以内を原則(現行の半期報告書は90日以内)

開示内容 : ① 企業集団の概況
② 提出会社の株主、役員の状況
③ 四半期連結財務諸表 等

銀行・保険会社については、第2四半期(半期)に係る単体の財務諸表を併せて開示(第2四半期終了後、遅くとも60日以内)

年度監査と四半期レビューの相違

	年度監査	四半期レビュー
手 続	<p><u>実証</u>手続：</p> <p>財務数値の適正性を、帳簿との突合・現物確認等を通じて検証</p>	<p><u>質問</u></p> <p><u>分析的</u>手続：</p> <p>財務数値の間や財務数値と非財務数値等との間の関係を検証</p> <p>⇒ 必要な<u>追加的</u>手続</p>
証明文言	<p>適正に表示しているものと認められる（積極的形式）</p>	<p>適正に表示していないと信じさせる事項は認められなかった（消極的形式）</p>

四半期レビュー基準のポイント

四半期レビュー計画の策定

- 年度監査における内部統制を含む企業及び企業環境の理解、重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮
 - 四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても十分に理解
 - 年度監査における重要な着眼点については、四半期レビューにおいても検討
- (注) 四半期レビューの結果は年度の監査計画にも適切に反映



質問・分析的手続の実施

- 四半期財務諸表の重要な項目に関して、経営者等適切な者に対する質問を実施
- 財務数値の間や財務数値と非財務数値等との関係を確認するための分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施



追加的な手続の実施

- 四半期財務諸表について適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施



審査

- 品質管理の方針及び手続に従った適切な審査を受ける



四半期レビュー報告書の発行

- 四半期財務諸表の適正性に関する、消極的形式による結論の表明
- 無限定の結論の表明、除外事項を付した限定付結論の表明、否定的結論の表明、結論の不表明の4つの区分

継続企業の前提

- 四半期レビューにおいても、継続企業の前提についての検討を実施。

四半期レビューの品質管理

- 品質管理基準は四半期レビューにも適用

(注) 銀行・保険会社の第2四半期については、基本的に中間監査基準に準拠した対応